

問1 看護体制強化加算について、算定要件の2)はどうか？。介護保険での特別管理加算の対象者の割合は厳しい。予防看護は対象者にしなくてもいいのですか？

(答)

訪問看護事業所における看護体制強化加算については、介護サービスの一環として提供される訪問看護において、医療ニーズに対応するための体制が強化されており、介護サービスとして質の高い訪問看護が提供される体制にあることを介護報酬で評価するために創設したものであるため、医療保険による対応状況について評価することは想定していない。

なお、当該加算は指定介護予防訪問看護事業所、指定訪問看護事業所ごとに算定する。

2. 特定事業所集中減算の対象拡大

居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス

訪問看護も加わりました。これは、医療保険の強化型の算定要件と矛盾しています。

自分のステーションに居宅事業所があるのが要件であるにもかかわらず？

(答)

1 特定事業所集中減算は、ケアマネジメントの公平・中立性の確保の観点から、居宅サービス計画に位置付けられたサービスが、正当な理由がなく、一定割合を超えて特定の事業所に集中している場合に、減算が適用されるものです。

今回の介護報酬改定において、集中度合の割合を9割から8割へ引き下げ、対象のサービスの限定を外す見直しを行っております。

(※) 従来は、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与を対象としている。

2 ご指摘の機能強化型訪問看護ステーションについては、「指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画が必要な利用者のうち、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定程度以上であること」という要件がありますが、その割合は1割程度とされていることから、正当な理由なく高い集中度合で判定する特定事業所集中減算による影響は生じないものと考えています。

3 なお、特定事業所集中減算は、正当な理由がない場合に適用となりますので、正当な理由について、以下のように例示し、各都道府県が地域の事情等を勘案して適正に判断が行える仕組みとしております。

- ・ サービス事業所が少数の場合
- ・ 居宅介護支援事業所が小規模である場合
- ・ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合